

川崎市立長沢中学校 PTA 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 (名称と事務局)

本会は川崎市立長沢中学校 PTA と称し、事務局を学校内におく。

第 2 条 (目的)

本会は保護者と教職員が協力して本校の全ての生徒一人一人の健全にして幸福な成長をはかること並びに会員相互の教養を高め親睦をはかることを目的とする。

第 3 条 (会員)

本会は、本校に在籍する生徒の保護者及び教職員の任意による入会をもって会員とする。

- (1) 本会への入会希望者は、「PTA 入会届・個人情報取扱同意書」を提出することにより、入会することができる。
- (2) 入学時もしくは転入時に本会への入会の意思がない場合、「PTA 非加入届」を提出することで、非加入とする。
- (3) 会員はいつでも本会から退会することができる。本会の退会については、以下の通りとする。
 - ・自動退会：子どもの卒業や転校、教職員の勤務校の異動により会員資格を失う場合、PTA 退会届の提出の必要はなく、会員資格の消滅をもって退会とする。
 - ・任意退会：ご自身の意思により退会を希望する場合、「PTA 退会届」を提出することにより、本会から退会することができる。
- (4) 本会に入会していない家庭の生徒に対し、区別・差別するような扱いをしてはならない。

第 4 条 (方針)

本会は、次の諸項を方針とする。

- (1) 教育環境の整備・向上をはかる。
- (2) 社会・家庭教育及び福祉のために活動する地域並びに他の団体・機関と協力する。
- (3) 自主独立団体として他の団体などの干渉を受けない。
- (4) 学校の人事、その他の管理運営等に干渉しない。
- (5) 政治的・宗教的・個人的・営利的な活動は一切行わない。

第 5 条 (活動)

本会は前条の目的を達成するため次の活動をする。

- (1) 生徒の学校生活や家庭生活をより充実させるための活動を行う。
- (2) 学校と家庭の密接な連携を図り、生徒の社会生活を支援する。
- (3) 教育環境の整備並びに教育施設の整備充実のための活動を行う。
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な活動を行う。

第 6 条 (機関)

本会は前条の目的を達成するために次の機関を置く。

- (1) 総会・運営委員会・役員会、各種専門委員会
- (2) 各機関は会員の総意を代表して運営するために、民主的手続きを経て会員中より本部役員・会計監査・専門委員を選出する。

第 2 章 総 会

第 7 条 (総会)

- (1) 総会は本会の最高決議機関であり、全会員で構成する。
- (2) 総会は定期総会及び臨時総会とし、会員の過半数の出席（委任状の提出または電磁的方法による書面総会の場合も含む）をもって成立する。
- (3) 定期総会は年度初めに速やかに開催する。
- (4) 総会においては当該年度の会務の報告、決算報告並びに会計監査報告、予算の審議決定、本部役員・専門委員選出の承認および規約の改廃を議決する。

(5) 臨時総会は、役員会が必要とした場合または会員の 6 分の 1 以上の要求があった場合に速やかに実施するものとする。

(6) その他の総会の運営については、細則の例による。

第 3 章 運営委員会

第 8 条 (運営委員会)

(1) 運営委員会は本会の運営についての重要な事項を審議する。

(2) 運営委員会は本部役員・学校長・教頭・教務主任及び専門委員会の代表をもって構成し、各種委員会間の連絡調整をはかり、その他必要な活動を推進する。

(3) 運営委員会は構成員の過半数の出席をもって成立し、審議事項は出席者の過半数の同意により承認・決定する。

(4) 運営委員会は原則として会長が必要と認めたとときに開催する。

第 4 章 役員および役員会

第 9 条 (役員構成)

(1) 本会は次の役員を置く。

会長 1 名・副会長 2 名 (内副: 1 名・外副: 1 名)・書記 2 名・会計 2 名 および会計監査 2 名

(2) 本会の役員数は状況に応じて増減することができる。

(3) 会長は本会を代表して会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長が職務を執行できない場合は会務の代行を行う。書記は議事を記録し、文書の事務にあたる。会計は本会の経理事務にあたる。会計監査は独立した形で本会の経理を監査し、総会において監査報告を行う。

第 10 条 (役員の任期)

(1) 役員の任期は最大 2 年とし、特段の事情がある場合は総会の承認を得て再任できる。

(2) 転居等で役員に欠員が出た場合は会員の中から補欠をあてる。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(3) 役員の選出方法は細則の例による。

第 11 条 (役員会)

(1) 役員会は各委員会で立案された事項の検討並びに本会事業の立案・計画を進める。

(2) 役員会は本部役員と校長・教頭・教務主任で構成する。

(3) 役員会の議決は出席者の過半数の同意により承認される。

第 5 章 専門委員会

第 12 条 (専門委員会)

(1) 本会は本会の活動の推進役として、会員中より次の委員会を置く。

通年活動: 各学年委員会・広報委員会・成人委員会・校外委員会

必要に応じて設置: 特別委員会

(2) 専門委員の任期は 1 年とする。ただし留任は防げない。

(3) 専門委員会には教職員 1 名以上が所属し、各委員会の任務に協力する。

(4) 委員の選出方法は細則の例による。

第 13 条 (学年委員会)

学級並びに学年の会員相互の連携・連絡をはかり、学校教育についての理解を深める。

第 14 条 (広報委員会)

本会の活動内容を幅広く周知するために、広報活動 (広報誌発行など) を行う。

第 15 条 (成人委員会)

会員相互の教養を高めるとともに、親睦を図る行事の計画と実施を行う。

第 16 条 (校外委員会)

生徒の校外生活について学校および地域と協力し、地区活動の活性化と環境整備に努める。

第 17 条 (特別委員会)

本会の目的を達成するため運営委員会の協議により該当の特別委員会を設置することができ、任務の終了に

より解散する。

第 6 章 会 計

第 18 条(経費)

- (1) 本会の経費は会費をもってこれにあてる。
- (2) 会費の年額は総会に提示し、承認を受けるものとする。
- (3) 会費は会員世帯当たりとし、口座引き落としにより徴収する。
- (4) 会費徴収については細則の例とする。

第 19 条(会計監査)

本会の会計監査は 1 年に 2 回会計監査役員により行われ、定期総会にて報告される。

第 20 条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 個人情報

第 21 条(個人情報規則)

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用および管理については「長沢中学校PTA個人情報取扱規則」に定めて適正に運用するものとする。

第 8 章 附 則

第 22 条(会則の変更)

会則の変更は、総会において出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

第 23 条(細則等の制定)

本会の運営のために必要な細則等は、運営委員会の審議・決議により定める。

第 24 条(設立年月日)

本会則は昭和 55 年 4 月 1 日設立とする。

第 25 条(施行期日)

本会則は昭和 55 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は一部改正し、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は一部改正し、平成 7 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は一部改正し、平成 8 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は一部改正し、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は一部改正し、平成 11 年 5 月 1 日より施行する。

本会則は一部改正し、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は一部改正し、平成 23 年 5 月 1 日より施行する。

本会則は一部改正し、平成 27 年 5 月 8 日より施行する。

本会則は一部改正し、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

本会則は一部改正し、平成 29 年 5 月 30 日より施行する。

本会則は一部改正し、平成 30 年 5 月 23 日より施行する。

本会則は一部改正し、令和 2 年 7 月 29 日より施行する。

本会則は一部改正し、令和 4 年 5 月 21 日より施行する。

本会則は全面改正し、令和 5 年 5 月 19 日より施行する。

本会則は一部改正し、令和 7 年 5 月 28 日より施行する。

川崎市立長沢中学校 PTA 会則・細則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会の運営は会則に定めるものの他、この細則によるものとする。

第 2 章 総会の手続きおよび運営

第 2 条 総会は運営委員会の決定に基づき会長が招集する。

第 3 条 総会の議決は出席会員の過半数の同意を得て成立とする。

第 4 条 総会の議事日程は総会の 1 週間前までに全会員に知らせなければならない。

第 5 条 総会においては、会員中より議長(1 名)、副議長(1 名)及び書記(2 名)を任命する。

第 6 条 議長・副議長は総会を運営し、書記は決議事項を記録する。

第 7 条 書面総会(事前に資料送付を行い、Google フォーム等を活用した電磁的方法での決議)での開催を可能とする。

第 3 章 役員および委員の選出

第 8 条 役員(会長・副会長・書記・会計・会計監査)は、次年度会員予定の中から立候補者を募り、定員数に達した時点で総会の承認を得る。

第 9 条 候補者が少ない場合は当該年度の活動を縮小または休止する場合がある。

第 10 条 前条の判断、決定は旧役員と当該年度の立候補者にて協議をして決定する。

第 11 条 各専門委員会の委員は会員中からの立候補によるものとする。なお年度途中の立候補も可能とする。

第 12 条 各専門委員会の定員数の定めは設けない。ただし人数が少なく活動に支障のあると判断した際は、協議の上、当該年度の活動を縮小または休止する場合もある。

第 13 条 委員会の代表者(3 名程度)は委員の中からの立候補もしくは互選にて決定する。

第 14 条 専門委員会での人員不足で活動が困難な活動は、プロジェクト制とし案件ごとにボランティア参加希望者を募る。

第 4 章 PTA 会費徴収

第 15 条 本会の PTA 会費は 1 世帯につき年額 3,600 円とする。但し、当年度内で増額する場合は総会での承認を得るものとし、減額の場合は運営委員会の承認を得て、会員への通知にて行うものとする。

第 16 条 会費の徴収方法は年 1 回 5 月に全額徴収とし、学校徴収金口座からの引き落としとする。PTA は学校と委託契約を取り交わした上で、学校徴収金から PTA 名義の口座への送金を依頼する。

第 17 条 細則第 3 章第 9 条により PTA 活動が休止となった年度は会費の徴収は行わない。

第 18 条 途中転入会者の会費の取り扱いは、転入日の翌月からの月額換算で徴収対象とする。また途中転出者については退会届の必要なく退会となり月額換算で返金をする。

第 19 条 役員・委員は会費が本会の目的達成に沿うよう予算の有効活用に努めなければならない。

第 20 条 予算中の予備費支出については、前条の意義理解の上で役員が決定し、決算報告にて使用明細を開示する。

第 21 条 会員は誰でも本会に対し会計資料の閲覧を請求することができる。

第 5 章 慶弔・お見舞い

第 22 条 本会は次の各号に該当する者に対し、次のとおり慶弔・見舞いの意を表す。その他、会員及び生徒が災害など不慮の事故にあった場合等は、役員会の協議決定によりお見舞金を出すことができる。

1. 会員・生徒及び教職員の配偶者死亡の場合 10,000 円
2. 教職員の転退職については記念品を呈する。記念品は役員会で協議決定する。

第 6 章 旅 費

第 23 条 PTA 活動推進のために出張する会員に対し支給する旅費について次のとおり定める。

1. 交通費は長沢中学校から目的地までの最短距離の電車・バス料金を支払う。
2. 出張先の行事が昼食時間にかかった場合は食事代を支給する。
3. 宿泊出張の必要が生じた場合は、役員会で協議し宿泊費・交通費および食事代の支給額を決定する。
4. その他明文なき事項については、役員会の承認を必要とする。

第 7 章 サークル活動

第 24 条 本会は運営委員会決議により、本会の趣旨・目的に沿う活動を行う団体を公認サークルとして承認することができる。

第 25 条 公認サークルは本校の PTA 会員を含む構成員で構成される非営利団体であること。尚、入会は本会会員時に限られる。

第 26 条 公認サークルは希望する団体の名称・代表者名・所属人数・活動内容を役員会に提出する。

第 27 条 公認サークルはいつでも廃止することができるが、役員会への届け出を必要とする。

第 28 条 公認サークルへの助成金は年度毎に30,000 円を上限として支給する。

第 8 章 周年記念行事

第 29 条 本会は、学校・地域と連携し周年記念行事を行う。

第 30 条 周年記念行事の実施に向けて、事業の経費にあてるための周年記念行事積立金会計を置く。

第 31 条 周年行事積立金は PTA 会費の予算に繰り入れ、特別会計として計上する。

第 9 章 雑 則

第 32 条 本細則は役員会・運営委員会の議を経て、改正することができる。

<附 則> 本細則は、令和 5 年 5 月 19 日より実施する。

本細則は一部改正し、令和 7 年 5 月 28 日より施行する。

本細則は一部改正し、令和 7 年 8 月 6 日より施行する。